

広島県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年四月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下徳良本郷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市本郷町船木字姥ヶ原山二一五九六番一 地先から 三原市本郷町船木字姥ヶ原山二一六七六番地 先まで	新	旧	一三・〇〇〇 四〇・九〇〇	一四五・八〇	拡幅
	六・五〇〇 一六・二〇〇	五四〇・五〇			
三原市本郷町船木字姥ヶ原山二一六七六番地 先から 三原市本郷町船木字姥ヶ原山二一六七八番地 先まで	新	旧	二七・二〇〇 一〇四・一〇〇	四一七・〇〇	ダブルウェイ
	六・五〇〇 一六・二〇〇	五四〇・五〇			
三原市本郷町船木字姥ヶ原山二一六七八番地 先から 三原市本郷町船木字姥ヶ原山二一六七八番地 先まで	新	旧	二六・一〇〇 七〇・三〇〇	六〇〇・〇〇	拡幅
	五・〇〇〇 一三・一〇〇	六〇〇・〇〇			